

貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性（続）

—データマッチングとデータミスマッチ諾否プロセスを中心に—

山 本 慎 悟

目 次

はじめに

I TSU/BPO 取引と L/C 取引の比較

II データマッチングプロセスにみる TSU/BPO 取引の優位性

III データミスマッチ諾否プロセスにみる TSU/BPO 取引の優位性

おわりに

はじめに

伝統的貿易決済ツールである信用状（以下、L/Cとする）を活用した取引（以下、「L/C取引」とする）に類似した取引手法として近年注目を集めているのが「TSU/BPO取引」である。本取引は、TSU（Trade Service Utility）と呼ばれる貿易データ自動照合および決済メッセージ自動送信システムを活用した取引（TSU取引）にBPO（Bank Payment Obligation）と呼ばれる銀行支払確約サービスを組み込むことによって行われる（TSU/BPO取引）。TSU/BPO取引とL/C取引はいずれも銀行の支払確約が加えられる点で共通するも、決済当事者間で交わされるコミュニケーションの方法が両者で大きく異なる。TSU/BPO取引はL/C決済が有する「確実性」に加え、送金決済が有する「迅速性」をも兼ね備えた優れた取引手法であ

ると強調される¹⁾が、TSU/BPO取引とL/C取引の決済当事者間で交わされる貿易コミュニケーション方法が異なる点に着目しつつ、TSU/BPO取引が有するそれ以外の優位性を浮き彫りにすることが本稿の主たる目的である。

ところで筆者は本稿と同主題の論文を他誌に投稿している²⁾。既発表論文もTSU/BPO取引における貿易コミュニケーションを手がかりとして本取引の優位性を見出そうと試みている点では本稿と共通の問題意識を有する。しかしながら本取引における貿易コミュニケーションの内、既発表論文は取引前半部に当たる「ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセス」を研究対象としているのに対し、本稿は取引後半部に当たる「データマッチングとデータミスマッチ諾否プロセス」を研究対象としている。それぞれ同一取引の前半部と後半部にフォーカスが当てられていることから、互いに密接な関連性を有するも、同一取引の異なる部分にフォーカスが当てられていることから、互いに独立した関係性も有する。しかしながら本稿でもTSU/BPO取引における貿易コミュニケーションを手がかりとして論を進めていく関係上、既発表論文と同様に、まずは第I章にてL/C取引とTSU/BPO取引における各種概念・定義を提示しておく³⁾。

-
- 1) 佐藤武男「貿易決済の電子化（TSU・BPO）による貿易ビジネスの革新」『貿易と関税』2月号48ページ以下（2016）には元・三菱東京UFJ銀行理事・外為事務部長である佐藤武男氏が報告したセミナーの内容が掲載されている。ここではTSU/BPO取引に対する造詣が深い同氏の目からみた本取引の優位性が詳細に説明されている。
 - 2) 山本慎悟「貿易コミュニケーションの側面からみたTSU/BPO取引の優位性—ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセスを中心に—」『企業研究』第31号141ページ以下（2017）。
 - 3) このため、本稿第I章における記述が脚注を含めて既発表論文のそれ（同上論文143-146ページ）とかなりの部分において重複していることをあらか

I TSU/BPO 取引と L/C 取引の比較

本章では TSU/BPO 取引と L/C 取引の比較を通して両取引における各種概念・定義を整理しておく。両取引で採用されている貿易コミュニケーション方法については次章以下で詳述することとする。

1 BPO と L/C の共通点と相違点

ICC 荷為替信用状に関する統一規則および慣例⁴⁾(以下、'UCP' とする)は「発行銀行の約束」を規定するが、本規定を基に L/C をおおよそ以下のように定義にすることができる。すなわち

「信用状は(中略)輸入者商の依頼と指示に基づき、①発行銀行が②信用状の条件を充足する書類の呈示と引換に、③輸出者商に対し④代金の支払いを確約する書面である^①(下線および囲い筆者)。」⁵⁾

一方、BPO を規律する ICC バンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則⁶⁾(以下、'URBPO' とする)は BPO を以下のように定義している。すなわち

じめ断っておく。

- 4) 本稿で使用する本規則の訳文については国際商業会議所日本委員会による訳出に依拠する。
- 5) 絹巻康史監修・編著『国際商取引事典』152ページ(中央経済社、2007)。
- 6) もともと BPO は SWIFT によって手掛けられたが、その取扱いに関するルールを世界的に共通化させる必要があることから、ICC(国際商業会議所)と SWIFT(国際銀行間通信協会)の共同作業によって制定された。2013年7月1日に発効。本規則に支配される直接の関係当事者は銀行であり、輸出入者は含まれない。なお本稿で使用する本規則の訳文については国際商業会議所日本委員会による訳出に依拠する。

「『Bank Payment Obligation』または『BPO』とは、(中略) ⑤確定済み
ベースラインによって要求されたすべてのデータセットの送信がデータ
マッチ (中略) に至ったことに伴い、 ⑥特定の金額を ⑦BPO 受益銀行に ⑧
支払う、または後日払の支払い債務を負担して期日に支払う、BPO 負
担銀行の取消不能かつ独立した ② 約束をいう」(下線および囲い筆者)。⁷⁾

比較すると、BPO と L/C は共に BPO を発行する銀行 (以下、「BPO 負担銀行」とする) および L/C を発行する銀行 (以下、「発行銀行」とする) による「支払確約」である (下線 ① ④ および ⑥ ⑧)。しかしながら L/C はそれ自体が発行銀行による支払確約のための書面となる (囲い ①) のに対し、BPO には、「BPO を発行する」という表現⁸⁾が用いられるものの、そのような書面自体は存在しない (囲い ②)⁹⁾点で異なっている (図表 1 ①)。また L/C では支払確約の受益者は輸出者となる (下線 ③ および 図表 2 ①) のに対し、BPO では輸出者の取引銀行 (以下、「BPO 受益銀行」とする) となる (下線 ⑦ および 図表 2 ②) 点においても異なっている。ただし TSU/BPO 取引では輸出者と BPO 受益銀行の間であらかじめ BPO に関する包括的特約が取り交わされ (図表 2 ③)、これに基づいて別途決済処理がなされる¹⁰⁾ため、事実上 L/C 取引と同等の取引効果を得ることができる (図

7) URBPO750, Art. 3.

8) *Id.* 「Obligor Bank (BPO 負担銀行) とは、BPO を発行する銀行をいう」。

9) これにより、L/C 取引で発生し得る偽造行為は回避できると思われる。しかし近年は L/C 取引でも高度なセキュリティが確保されている SWIFT ネットワークを通して L/C のメッセージが送受信・発行されることが多いため、偽造や改ざんは極めて困難となっている。

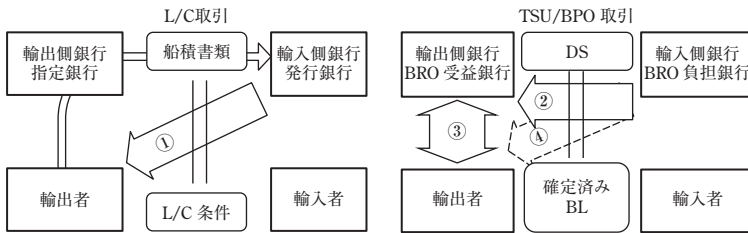
10) たとえばアユタヤ銀行 (タイ) が顧客と締結している BPO Agreement には “If the Bank, as a Recipient Bank of a BPO (BPO 受益銀行) with respect to a Trade Transaction in which the Company is an exporter, has received funds under the BPO from the Obligor Bank of the BPO (BPO 負担銀行), the

図表 1 L/C と BPO の比較

	①支払確約の書面	②支払確約の受益者	③支払確約有効化要件	④支払確約の基礎
L/C	L/C	輸出者	L/C 条件を充足した船積書類の呈示	L/C 条件
BPO	無	輸出者の取引銀行 (事実上は輸出者も)	DS が確定済み BL にマッチ	確定済み BL

出所) 山本慎悟 (2017) 「貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性—ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセスを中心に—」『企業研究』第31号144ページ。

図表 2 L/C 取引と TSU/BPO 取引の支払確約概念



出所) 山本慎悟 (2017) 「貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性—ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセスを中心に—」『企業研究』第31号145ページ。

表 2 ④)。したがって BPO の受益者は厳密には輸出者の取引銀行であるが、輸出者もまた「事実上の受益者」といえる (図表 1 ②)。

さて L/C と BPO は共に銀行による「支払確約」であるが、銀行による支払確約が有効となるための要件 (以下、「支払確約有効化要件」とする) が両者で異なっている。すなわち L/C では船積書類が L/C 条件を充足し、

Bank shall immediately credit the funds to such account of the Company with the Bank as designated by the Company …”との取決めがなされている。なおアユタヤ銀行は2013年9月に三菱東京UFJ銀行バンコク支店と支店統合した。

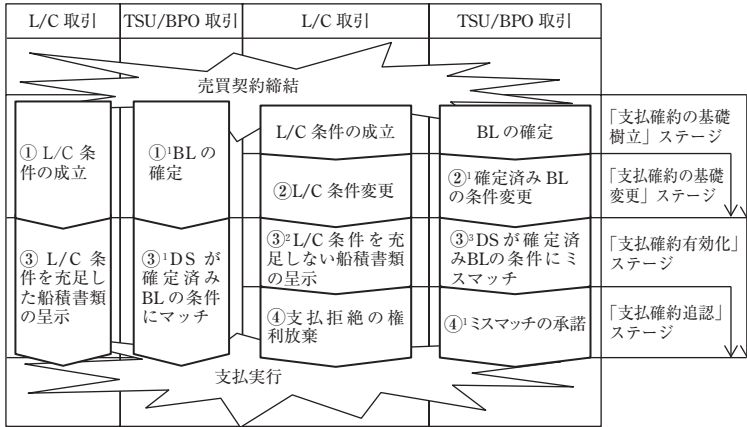
かつこれが発行銀行に呈示される必要がある（下線②）のに対し、BPOではデータセット（以下、‘DS’とする）が確定済みベースライン（以下、「確定済みBL」とする）に合致するだけでよい（下線⑤）という点で異なっている（図表1③）。ここで「確定済みBL」とはいわば輸出入者間で合意された売買契約の契約情報であり、DSとはいわば各種貿易書類から構成される船積書類の船積関連情報である。このようにL/CとBPOに基づく支払確約が有効となるためにはそれぞれの支払確約有効化要件を満たす必要があるが、支払確約有効化要件を満たすためにはそれに先立って「L/C条件」および「確定済みBL」という基礎的条件が成立しておく必要がある。この意味において、L/C条件と確定済みBLはいずれも「支払確約の基礎」といえよう（図表1④）。

2 TSU/BPO 取引と L/C 取引の全体的プロセス

BPOとL/Cは書面の有無や支払確約有効化要件等でそれぞれ異なるも、共に銀行による支払確約である点では共通している。加えて銀行による支払確約を組み込んだ両取引を俯瞰すると、その全体的プロセスもおおよそ共通しており、いずれの取引も大きく4つのステージに分割することができる（図表3参照）。

まず売買契約締結後、L/C取引ではL/C条件が成立（①）することによって支払確約の基礎が築かれ、TSU/BPO取引ではBLが確定（①¹）することによって支払確約の基礎が築かれる（「支払確約の基礎樹立」ステージ）。その後、L/C取引では船積書類が発行銀行へ呈示、かつこれがL/C条件を充足（③）した場合に支払確約が有効となり、TSU/BPO取引ではDSが確定済みBLで定められた条件にマッチ（③¹）した場合に支払確約が有効となる（「支払確約有効化」ステージ）。いずれの取引も、支払確約が有効となった後に銀行による支払いが実行される。

図表3 L/C 取引と TSU/BPO 取引の全体的プロセス



出所) 山本慎悟 (2017) 「貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性—ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセスを中心に—」『企業研究』第31号146ページ。

また L/C 取引では L/C 条件の成立後、特定の事情により当該 L/C 条件が変更 (②) されることがあるが、TSU/BPO 取引でも BL の確定後、当該確定済み BL が条件変更 (②¹) されることがある (「支払確約の基礎変更」ステージ)。加えて L/C 取引において L/C 条件を充足しない船積書類が呈示されたとしても (③²)、銀行が支払拒絶の権利を放棄 (④) した場合には支払確約が有効となるが、TSU/BPO 取引でも同様に、たとえ DS が確定済み BL で定められた条件にマッチしなくとも (③³)、銀行が当該ミスマッチを承諾 (④¹) した場合には支払確約が有効となる (「支払確約追認」ステージ)。いずれの取引も、銀行がこのように対応した場合には支払確約が有効となり、その後に支払実行に至る。

以上を踏まえ、次章以下では両取引における貿易コミュニケーション方法の違いに着目し、それらの比較を通して TSU/BPO 取引の優位性を浮き彫りにする。なお「支払確約の基礎樹立」ステージと「支払確約の基礎変

更」ステージについては既発表論文において検討済みである¹¹⁾ため、本稿では「支払確約有効化」ステージと「支払確約追認」ステージを検討の対象とする。

II データマッチングプロセスにみる TSU/BPO 取引の優位性

L/C 取引では L/C 条件を充足した船積書類が呈示されれば、その後、銀行による支払いが実行され、TSU/BPO 取引では確定済み BL で要求されている条件に DS がマッチすれば、その後、銀行による支払いが実行される。そのプロセスはいずれも「支払確約有効化」である。本章では両取引における「支払確約有効化」ステージにみる貿易コミュニケーション方法を概観し、それらの比較を通して得られる支払確約有効化プロセスにおける違いを基に TSU/BPO 取引の優位性を見出す。

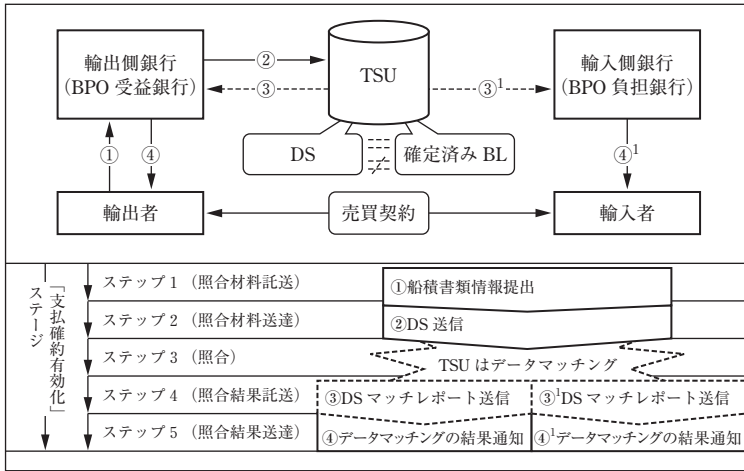
1 データマッチングをめぐる貿易コミュニケーション

まずは TSU/BPO 取引における支払確約有効化プロセスを各ステップに分割する。これにより支払確約 (BPO) 有効化をめぐる関係当事者間で如何なる貿易コミュニケーションが交わされるのかを概観する (図表 4 参照)¹²⁾。

11) 山本、前掲注2) を参照のこと。

12) TSU/BPO 取引では時として同一の銀行が BPO 受益銀行と BPO 負担銀行としての役割を担う 3 コーナーモデルや BPO 受益銀行以外の銀行が DS 送信銀行としての役割を担うモデルがあるという (中島真志『SWIFT のすべて』183-186 ページ (東洋経済新報社、2015))。加えて URBPO750 では、輸入者の取引銀行以外の (複数の) 銀行、あるいは輸入者の取引銀行を含む複数の銀行が BPO 負担銀行としての役割を担うモデルも想定されている。しかし現実的にはこれらモデルに基づく取引は稀であると思われ、通常は売主たる輸出者の取引銀行が BPO 受益銀行および DS を TSU へ送信する銀行として、そして買主たる輸入者の取引銀行が BPO 負担銀行としての役割を担

図表4 TSU/BPO 取引における支払確約有効化プロセスと貿易コミュニケーション



注) 点線箇所は自動的かつ瞬間的に進められるステップとなる。
出所) 筆者作成。

ステップ1——輸出者は売買契約の履行を通し、各種の船積書類を入手・作成すると、その情報を BPO 受益銀行に提出、これを TSU へ送信するよう委託する (①)。支払確約有効化の成否を判定するために TSU は後にデータマッチングを行うが、当該船積書類情報はその際に確定済み BL との照合のための材料として用いられる。支払確約有効化の成否を決定するための照合材料の送信 (または送付) が託される本ステップを「照合材料託送」とする。

ステップ2——BPO 受益銀行は輸出者から船積書類情報の提出を受けると、これを端末入力、DS として TSU へ送信する (②)。支払確約有効

う 4 コーナーモデルに基づく取引が一般的である。したがって以下、4 コーナーモデルを想定して検討を進める。

化の成否を決定するための照合材料が送信（または送付）される本ステップを「照合材料送達」とする。

ステップ3——TSUはBPO受益銀行から送信されてきたDSを受信すると、これを用いて直ちに確定済みBLとの自動照合を直ちに開始し、「データマッチ」あるいは「データミスマッチ」の判定を下す。データマッチに至った場合は支払確約が有効となる¹³⁾。なお基本的に、当該判定は確定済みBLとDSの一字一句を照合することによってなされる。照合材料を用いて支払確約の基礎との照合がなされる本ステップを「照合」とする¹⁴⁾。

ステップ4——TSUはDSと確定済みBLの自動照合を行い、その判定を下すと、当該結果を表示したDSマッチレポートを直ちに双方の銀行へ送信する¹⁵⁾(③③¹⁾)。本レポートは厳密にはBPOの当事者であるBPO負担銀行とBPO受益銀行へ向けられるものであるが、TSU/BPO取引ではその結果が双方の銀行から売買当事者である輸出入者へ転送されることが予定されている。したがって事実上の受益者たる輸出者と輸入者への転送

13) URBPO750, Art.10c. 「確定済ベースラインに明示されたBPOの有効期限日以前に、確定済ベースラインによって要求されたすべてのデータ・セット送信後、(当該ベースラインとの)データ照合の結果、下記のいずれかに該当する場合は、BPO負担銀行は、確定済ベースラインのペイメント・オブレーション表示欄に明示された支払条件に従って、特定の金額をBPO受益銀行に支払うか、後日払いの支払債務を負担して期日に支払わなければならない。i) データ・マッチとなった場合、(後略)。

14) なお本ステップにおいて「データミスマッチ」に至った場合には「照合結果託送(ステップ4)」以下のステップを経由した後に次のステージ(「支払確約追認」ステージ)へと進み、その後の処理がなされる。

15) URBPO750, Art.8c. 「データ照合は、確定済ベースラインによって要求された全てのデータ・セットの送信後にはじめて実行される。続いて、TMAは『データ・セット・マッチ・レポート』を各参加銀行に対し送信し、データ・マッチまたはデータ・ミスマッチのいずれかを当該銀行に通知する」。

のために TSU が双方の銀行へ本レポートを送信することにより、照合材料と支払確約の基礎との照合結果の通知が託されることになる。照合材料と支払確約の基礎との照合結果の通知が託される本ステップを「照合結果託送」とする。

ステップ5——双方の銀行は TSU から送信されてきた DS マッチレポートを受信すると、その結果を輸出入者へ通知する (④④¹)。照合材料と支払確約の基礎との照合結果が通知される本ステップを「照合結果送達」とする。

なお「照合材料託送 (ステップ1)」→「照合結果送達 (ステップ5)」の成り行きにより、輸出者が所持する船積書類の原本は適当なタイミングで輸入者へ直送される。

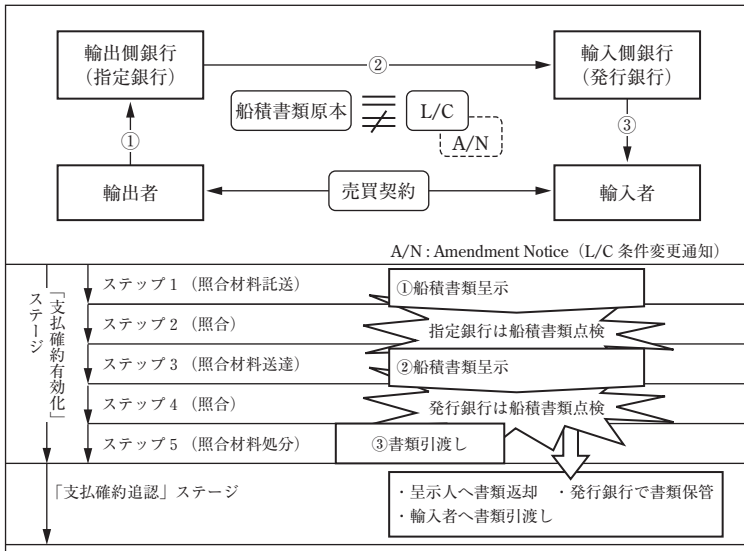
2 船積書類の点検をめぐる貿易コミュニケーション

つづいて L/C 取引における支払確約有効化プロセスを各ステップに分割する。これにより支払確約 (L/C) 有効化をめぐる関係当事者間で如何なる貿易コミュニケーションが交わされるのかを概観する (図表5参照)。

ステップ1 (照合材料託送) —— 売買契約の履行を通して輸出者は各種の船積書類を入手・作成すると、その原本を自社の取引銀行に呈示、これを発行銀行へ送付するよう委託する (①)。支払確約有効化の成否を判定するために発行銀行は後に書類点検を行うが、当該船積書類の原本はその際に L/C 条件との照合のための材料として用いられる。

ステップ2 (照合) —— 輸出者の取引銀行は輸出者から船積書類の呈示を受けると、買取銀行や支払銀行 (以下、「指定銀行」とする) となって当該船積書類が L/C 条件を充足しているか否かを確認する書類点検業務を行う。充足している場合、指定銀行は買取るかオーナーすることになるが、引受 L/C や後日払 L/C の場合でもこの段階で輸出者へ輸出代金を支払うこ

図表5 L/C取引における支払確約有効化プロセスと
貿易コミュニケーション



出所) 筆者作成。

とが多い¹⁶⁾。いずれにせよ指定銀行としては当該資金を後日発行銀行から回収する必要があるため、書類点検によってそのための道筋をつけておくことになる¹⁷⁾。なお書類点検の判断基準となるのはUCPおよびその解釈指針となるISBP¹⁸⁾である。

16) 輸出金融実務として、為替手形を引受けまたは後日払の約束をした指定銀行が、引受済手形または後日払約束を割り引く(すなわち期日前に支払う、あるいは買入れる)ことが広く定着している(平野英則「後日払信用状における詐欺のリスク配分」『国際商取引学会年報』第11号176ページ(2009))ことによる。

17) なお本ステップにおいて船積書類とL/C条件の間に不一致(以下、「ディスクレ」とする)が発覚した場合には輸出者は指定銀行との協議によって①補償状付買取り、②ケーブルネゴ扱い、③取立扱い(アプルーバル扱い)等の必要な策を講じ、それぞれの処理がなされる。

ステップ3 (照合材料送達) —— 指定銀行は輸出者から呈示された船積書類が L/C 条件を充足していると判断すると、必要に応じて輸出者へ輸出代金を支払った上で、当該船積書類を発行銀行へ送付する¹⁹⁾(②)。

ステップ4 (照合) —— 発行銀行は指定銀行から船積書類の呈示を受けると、当該船積書類が L/C 条件を充足しているか否かを確認する書類点検業務を行う。書類点検業務はすでに指定銀行にて実施済みであるが、支払確約者たる発行銀行は自らの支払確約が有効か否かを決定する観点から同業務を実施する。やはり UCP および ISBP が書類点検の判断基準として用いられるため、基本的には指定銀行での判定結果と同様の判断が下される。船積書類が L/C 条件を充足している場合には支払確約が有効となり²⁰⁾、後日指定銀行へ支払い／補償がなされる。

ステップ5 —— 発行銀行は船積書類の点検業務を完了すると、その結果に応じて船積書類を処分する。船積書類が L/C 条件を充足している場合は、必要に応じて輸入者から支払いを受けた上で引渡す(③)。船積書類が L/C 条件を充足していない場合には、次のステージ(「支払確約追認」ステージ)へと進み、その後の処理がなされる。照合材料がその時の状況に応じて処分される本ステップを「照合材料処分」とする。

18) ISBP (International Standard Banking Practice) は UCP の付属物であり、その規定内容はすべて UCP に含まれていると位置づけられる。このため、ディスクレの根拠としてはまず UCP に求め、UCP の規定だけでは不十分な場合には ISBP を援用して拒絶理由を明らかにすることになる(後藤守孝・吉野弘人『信用状統一規則の実務 Q&A』260-261ページ(中央経済社、2008))。最新版は ICC Publication No. 745E。

19) UCP600, Art. 15c. 「指定銀行は、呈示が充足していると決定し、かつオーナー (honour) または買い取った場合には、書類を確認銀行または発行銀行へ送付しなければならない」。

20) UCP600, Art. 15a. 「発行銀行は、呈示が充足していると決定した場合には、オーナー (honour) しなければならない」。

3 L/C取引とTSU/BPO取引における支払確約有効化プロセスの比較

それではL/C取引とTSU/BPO取引における支払確約有効化プロセスを比較し、貿易コミュニケーションの側面からみたTSU/BPO取引の優位性を浮き彫りにする。

L/C取引では、その目的は異なるものの、「照合」がステップ2および4において計2回なされるのに対し、TSU/BPO取引ではステップ3において1回のみとなる。またTSU/BPO取引では「照合（ステップ3）」の後に「照合結果託送（ステップ4）」および「照合結果送達（ステップ5）」が伴うのに対し、L/C取引ではこれらのステップは伴わない。これは、L/C取引では照合結果を知るべき各々の当事者が自らで「照合」作業を行うことによって当該照合結果を知ることになるのに対し、TSU/BPO取引では「照合」作業をTSUに委ねたことによって照合結果を知るべき当事者が当該照合結果を通知される必要があることによる。加えてL/C取引では支払確約が有効となった後に「照合材料処分（ステップ5）」が伴うのに対し、TSU/BPO取引では本ステップは伴わない。これは、船積書類の一部を構成する船荷証券には船積貨物の権利が化体されており、L/C取引では照合材料として機能する当該船積書類を支払確約者たる発行銀行が担保

図表6 L/C取引とTSU/BPO取引における支払確約有効化プロセス

ステージ	ステップ	L/C取引	TSU/BPO取引
支払確約有効化	1	照合材料託送	照合材料託送
	2	照合	照合材料送達
	3	照合材料送達	照合
	4	照合	照合結果託送
	5	照合材料処分	照合結果送達

注) 点線箇所は自動的かつ瞬間的に進められるステップとなる。

出所) 筆者作成。

として所持することに起因する。このような違いは TSU/BPO 取引に如何なる優位性をもたらすのであろうか。

L/C は発行銀行による受益者たる輸出者に対する支払確約であるが、これは原因契約たる輸出入者間の売買契約において L/C が決済手段として選択され、その後、輸入者が発行依頼人となって発行銀行に L/C を発行依頼することによって具体化する。そして当該支払確約が「独立抽象性の原則」²¹⁾によって補完されることにより、L/C 取引はその真価を発揮することになる²²⁾。すなわち発行銀行は原因契約とは無関係に受益者に支払うこととなり、これにより原因契約上生じ得る問題については別途関係当事者間で折衝して解決が図られることとなる。これは“Pay first, argue later”という標語で表され²³⁾、いわば L/C 取引の理念である。売買当事者はこのような理念に惹かれて L/C 取引を選択するのであり、またこのよ

21) UCP600, Art. 4a. 「信用状は、その性質上、信用状の基礎となることのできる売買契約その他の契約とは別個の取引である。たとえ契約へのなんらかの言及が信用状に含まれている場合であっても、銀行は、このような契約とは無関係であり、またこのような契約によりなんら拘束されない。したがって、信用状に基づきオナー (honour) すること、買い取ることもまたその他の債務を履行することの銀行の約束 (undertaking) は、発行依頼人と発行銀行または受益者との関係の結果として生じる発行依頼人の請求または抗弁 (claims or defences) には左右されない」。

22) この点については TSU/BPO 取引も同様である。すなわち「BPO は、背景にある貿易取引の基礎となり得る売買契約またはその他の契約とは別個であり、かつ独立している。たとえ確定済ペースライン上に契約への何らかの言及が含まれている場合であっても、参加銀行は、このような契約とは一切無関係であり、かつそれらによって拘束もされない。したがって、BPO 負担銀行の約束は、参加銀行または売主との関係に起因する、買主の請求または抗弁 (claims or defences) の影響を受けない (URBPO750, Art. 6a)」。

23) Jan Dalhuisen, *Dalhuisen on Transnational Comparative, Commercial, Financial and Trade Law Volume 3* 404 (6th ed. 2016), Oxford and Portland, Oregon: Hart Publishing.

うな理念に基づいてL/C取引は遂行されねばならない。しかしながらL/C取引を補完するはずの「厳格一致の原則」が加わることにより、時としてこのような理念に基づく取引の遂行が脅かされることがある。これを裏付ける2つの裁判事例を以下に示す。

(1) 事案①— *Credit Industriel et Commercial v. China Merchants Bank*²⁴⁾—

本件は指定銀行と発行銀行の間でディスクレの有無が争われた事案である。訴外輸出者と訴外輸入者との間で決済条件をL/Cとする売買契約が成立した。輸出者は約定品である丸太の船積み後、手形と共に各種船積書類を指定銀行（原告）へ呈示、買取られた。当該船積書類は発行銀行（被告）へ送付されたが、発行銀行は以下の理由をもって支払拒絶したため、指定銀行は補償を受けることができなかった。なお「L/C金額と積載数量は10%の過不足が許容される」旨の特別指示がL/C条件として付記されていた。

- ・ 商業送状には丸太の等級別割合が「CIが40%、CEが50%そしてCSが10%」と表記されているが、梱包明細書にはそれぞれの容積が「CIが2166.4CBM、CEが2866.2CBM、CSが573.5CBM、そして合計が5606.1CBM」と表記されている。梱包明細書の数値を用いて丸太の等級別割合を算出すると、「CIが38.64%、CEが51.13%そしてCSが10.23%」となり、商業送状の表記と一致しない。
- ・ 他2点（省略）。

等級別割合の不一致につき、指定銀行は「商業送状における等級別割合は10%の過不足が認められるため、算出された数値との間に不一致はない」として裁判所に訴えた。裁判所はUCP500第13条a項²⁵⁾の規定に依拠

24) [2002] 2 All ER (Comm) 427.

25) 「銀行は、信用状に定められたすべての書類が、文面上、信用状条件を充足しているとみられるかどうかを確かめるために、相応の注意をもって点検

し、おおよそ以下のように判示した。すなわち「銀行の義務は国際的な標準銀行実務 (international standard banking practice) にしたがって相応の注意を払うことである。明白な不一致が文面上存在するかどうかを確かめるために相応の注意を払うという意味においては、当該義務は消極的なものであり、書類上のデータを基に不一致を浮き彫りにするという積極的義務ではない。するとドキュメントチェッカーは書類上のデータを用いた算出業務を行う義務を負わない。結果、商業送状と梱包明細書の間に不一致は存在しない」。

(2) 事案 ②— *Bulgrains & Co Limited v. Shinhan Bank*²⁶⁾ —

本件は受益者たる輸出者と発行銀行の間でディスクレの有無が争われた事案である。輸出者 (原告) は訴外輸入者との間で決済条件を L/C とする売買契約を締結した。ちなみに輸出者が接受した L/C には受益者名が 'Bulgrains Co Limited' と表記されていた。やがて船積書類は訴外指定銀行を通じて発行銀行 (被告) に呈示されたが、商業送状中の輸出者名が 'Bulgrains & Co Limited' と表記されていた。発行銀行はこの点を含む計 2 点をディスクレとして扱い、支払いを拒絶した。社名の不一致につき、輸出者は「社名中に '&' を追記することは軽微な不一致であり、重大なディスクレとはいえない」として裁判所に訴えた。裁判所はおおよそ以下のように判示した。すなわち「銀行が支払拒絶の権利を有するか否かはディスクレが重大であるか否かによるが、明らかな誤字脱字とはいえない名前の

しなければならない。文面上、定められた書類が信用状条件を充足しているということ (compliance) は、この規則 (UCP) に反映されている国際的な標準銀行実務 (international standard banking practice) によって決められる。文面上、相互に矛盾しているとみられる書類は、文面上、信用状条件を充足していないものとみなされる」。なお「isbp」とは先の ISBP に加え、ICC Opinion 等に記載されている国際標準銀行実務を含むものである。

26) [2013] EWHC 2498 (QB).

不一致は重大なディスクレである。受益者名は重要項目の1つであることに疑いの余地はない。‘&’の追記は文面からは明白な誤字脱字であると読み取ることにはできないため、重大なディスクレである」。

上記の事案から分かる通り、L/C取引では時として関係当事者間で船積書類がL/C条件を充足するか否かが判然としない状況が生じる。その主たる理由としては、やはりディスクレの有無判定にあたって解釈の余地がある点あげられる。L/C取引では「厳格一致の原則」に基づいて決済処理がなされるが、これは船積書類とL/C条件を一字一句厳格に照合してディスクレの有無を判定することではない。本原則下では原因契約に何ら影響を与えることがない軽微な不一致の場合はこれをディスクレとはせず、L/Cに基づく支払いを認める。この意味においては「実質的一致の原則」である。しかしながらこれによりグレーゾーンが生じ、ディスクレの有無をめぐる当事者の解釈が入り込む余地が生まれることになる。そして当事者間で当該解釈に相違が生じれば争いが生じ、場合によっては係争事件にまで発展する。特に発行銀行でのディスクレ有無の判定に先立って指定銀行から輸出者へ代金が支払われている場合には、事案①のように指定銀行と発行銀行の間で紛争が生じ得る。なぜなら指定銀行は発行銀行から資金回収しなければならぬからである。通常、指定銀行は輸出者から船積書類が呈示されると、償還請求権を保留して輸出代金を支払うため、たとえ発行銀行でディスクレ判定が下されたことに伴い支払拒絶されたとしても、指定銀行は輸出者へ買戻請求できる。しかし指定銀行としてはディスクレ無しとして輸出者へ代金を支払った以上は、顧客たる輸出者ではなく、発行銀行へ矛先を向けることもあるのであろう。ここで、仮に指定銀行が何らリスクを負うことのないPPネゴ扱い²⁷⁾にて輸出者へ代

27) 発行銀行との関係では外観上あたかも指定銀行として買取りをしたかのよう装うが、買取依頼人(輸出者)との関係では代金の取立扱いとし、発行

金を支払うこととしていた場合、少なくとも指定銀行と発行銀行の間でこのような紛争が生じることはなかったであろう。なぜなら指定銀行による輸出者への代金支払いは発行銀行でのディスクレ有無の判定後になされるからである。この場合、仮に指定銀行が発行銀行によるディスクレ有りと判断に不服を持つとしても、指定銀行は輸出者に対して代金を支払っていない以上、発行銀行に対して異議を唱える必要性は生じない。以上を踏まえ、TSU/BPO 取引における支払確約有効化プロセスに目を向けよう。

まず TSU/BPO 取引では、「照合材料託送 (ステップ1)」と「照合材料送達 (ステップ2)」の後に支払確約有効化を判定するための「照合 (ステップ3)」が伴う。この「照合」は本来の意味での「厳格一致の原則」に基づく一字一句の機械的照合²⁸⁾であるため、その判定作業においては BPO 負担銀行のみならず、BPO 受益銀行の解釈もが入り込む余地はない。BPO 負担銀行はその後の「照合結果託送 (ステップ4)」にてデータミス

銀行から補償があった場合のみ支払うとする取引慣行。実務では「プリテンド」とも呼ぶ(藤田和孝「荷為替信用状取引の下での中継銀行のリスク回避とリスク負担—留保付き支払いと PP ネゴ方式の取立—」『日本貿易学会誌』第50号44ページ(2013))。

- 28) L/C や船積書類が電子化され、一字一句の機械的照合がなされる状況を見据え、「短時間で容易にディスクレが発見されることになろうが、果たしてどのような内容のディスクレがどの程度発生することになるのか。早期に発見されることによって大半のディスクレが有効期限内に解消させるならそれは望ましいことであろう。しかし一字一句の照合とした場合に残存するディスクレの取扱いはどうすべきか」との問題提起がなされていた(小塚莊一郎「荷為替信用状取引の電子化」『上智法學論集』第44巻第4号53ページ(2001))。BPO は別名 'eL/C' と呼ばれるため、同様の問題提起が可能である。この点については今後注視していかなければならない。なお TSU による貿易データの照合方法としては、1文字ごとの「厳格な照合」、および大文字と小文字の区別、スペースの有無、句読点の違いは許容される「緩やかな照合(企業名等のいくつかのデータ要素に適用)」が存在する(中島、前掲注12)、187ページ)。

マッチ判定に至ったことを知ったなら BPO 受益銀行に対する支払義務を免れる²⁹⁾が、データマッチ判定に至った暁には BPO 受益銀行に対する支払いが義務付けられる³⁰⁾のみとなり、BPO の当事者としてその判定結果を受入れなければならない。それではデータミスマッチ判定に伴い BPO 負担銀行が支払拒絶した場合には、BPO 受益銀行や輸出者がその判定結果に異議を唱えて BPO 負担銀行に支払いを求める可能性はあるだろうか。まず BPO 受益銀行は「照合結果託送 (ステップ4)」にて BPO 負担銀行と同じタイミングでデータマッチングの判定結果を知ることになるが、BPO 受益銀行が輸出者へ輸出代金を支払うタイミングは必ず本ステップ以降となり、それに先立つことはない。したがってここで BPO 受益銀行がデータミスマッチの判定結果を受け、仮に当該判定結果に不服を持つとしても、輸出者に代金を支払っていない以上、BPO 負担銀行に異議を唱える必要性は生じず、そもそも BPO の当事者として当該判定結果を受け入れなければならない。そして厳密な意味では BPO の当事者ではない輸出者は「照合結果送達 (ステップ5)」にてデータマッチングの判定結果を知ることになるが、ここでデータミスマッチの判定結果を受け、仮に当該判定結果に不服を持つとしても、そもそも輸出者は BPO 負担銀行との関係においては当事者適格性を有しないため、BPO 負担銀行に対して異議を唱えることはできない。輸出者は BPO Agreement を締結している BPO 受益銀行との関係においては当事者適格性を有するものの、データミスマッチ判定に伴って BPO 負担銀行から支払いを受けることが叶わない BPO

29) URBPO750, Art.10g. 「データ照合の結果、データ・ミスマッチとなり、買主側銀行または買主側銀行以外の別の BPO 負担銀行によってそれが拒絶された場合には、BPO 負担銀行は支払うことを、または期日に支払うために後日払の支払債務を負担することを要求されない」。

30) 前掲注13) を参照のこと。

受益銀行に対して異議を唱えることも筋違いである。また輸入者は BPO Agreement を締結している BPO 負担銀行との関係においては当事者適格性を有するものの、やはり BPO の当事者ではない。このため、たとえデータマッチの判定結果を受けた輸入者が当該判定結果に不服を持つとしても、BPO 負担銀行が BPO 受益銀行への支払いを義務付けられることになる以上、やはり異議を唱えることは特約上認められないであろう。そうすると輸出入者は共に売買当事者として直接折衝し、問題の解決を図るしか道はない。このように TSU/BPO 取引では照合材料 (DS) と支払確約の基礎 (確定済み BL) との照合結果をめぐる当事者間の対立は生じ得ず、“Pay first, argue later” の理念に基づく確実な取引の遂行が可能となる点で L/C 取引よりも優位な取引といえる。なお TSU/BPO 取引では「照合材料処分」ステップが伴わないが、これによってもたらされる優位性については次章での検討内容と重複するため、その検討は次章に譲る。

Ⅲ データミスマッチ諾否プロセスにみる TSU/BPO 取引の優位性

L/C 取引ではたとえ船積書類が L/C 条件を充足するに至らなかった場合でも発行銀行がディスクレを許容すれば支払確約が有効となるが、TSU/BPO 取引でも同様に、たとえ DS が確定済み BL に合致しなかった場合でも BPO 負担銀行がデータミスマッチを承諾すればやはり支払確約が有効となる。そのプロセスはいずれも「支払確約追認」である。本章では両取引における「支払確約追認」ステージにみる貿易コミュニケーション方法を概観し、それらの比較を通して得られる支払確約追認プロセスにおける違いを基に TSU/BPO 取引の優位性を見出す。

1 ディスクレの許容をめぐる貿易コミュニケーション

まずはL/C取引における支払確約追認プロセスを各ステップに分割する。これにより支払確約(L/C)追認をめぐる関係当事者間で如何なる貿易コミュニケーションが交わされるのかを概観する(図表7参照)。

本プロセスは2通りのルートを経由することが想定されている。仮に一方を「16条 a 項ルート」、他方を「16条 b 項ルート」とする。

(1) 16条 b 項ルートを経るプロセス

ステップ1——書類点検によってディスクレが発覚すると、発行銀行は輸入者へ打診し、発行依頼人が有するディスクレによる支払拒絶の権利を行使するか否かを問い合わせる³¹⁾(①)。これを受け、輸入者は状況に応じて当該権利に関する意思決定、その旨を発行銀行に回答する(②)。輸入者が支払拒絶の権利に関する意思確認を受け、意思決定・表明する本ステップを「輸入者の意思確認・決定・表示」とする。

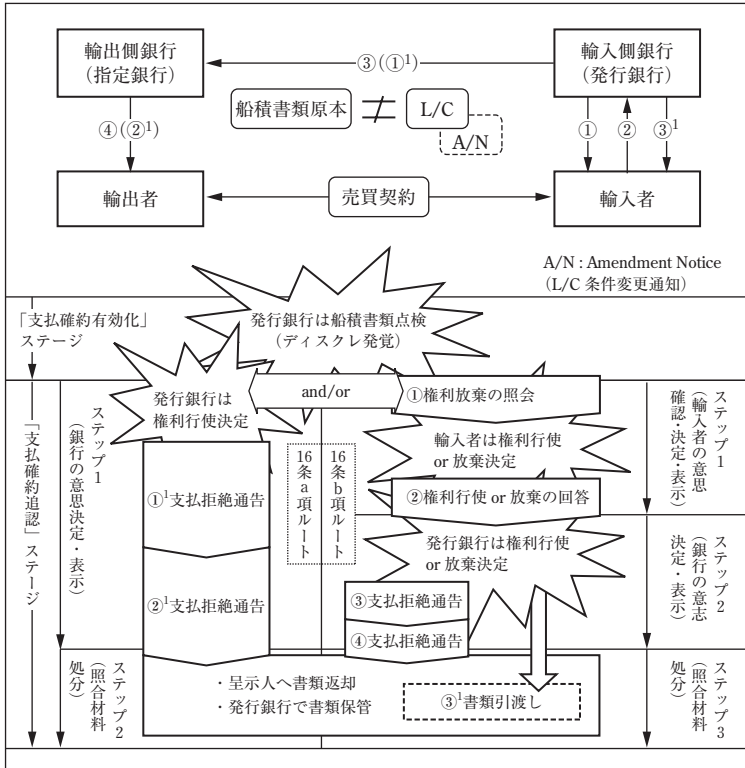
ステップ2——発行銀行はディスクレによる支払拒絶の権利に関する輸入者の意思を確認し、回答を受けると、それにとらわれることなく、自らの判断で自身が有するディスクレによる支払拒絶の権利を行使するか否かを決定する³²⁾。当該権利を行使する場合には、書類の呈示人たる指定銀行に支払拒絶通告し(③)、指定銀行を通じて輸出者にもその旨が通知される³³⁾

31) UCP600, Art. 16b. 「発行銀行が、呈示は充足していないと決定した場合には、発行銀行は、自行のみの判断でディスクレパンシーに関する権利放棄(waiver of discrepancies)について発行依頼人と連絡をとる(approach)ことができる。(後略)」。

32) UCP600, Art. 16a. 「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、または発行銀行が、呈示は充足していないと決定した場合には、その銀行は、オナーすること(to honour)または買い取ることを拒絶することができる」。

33) UCP600, Art. 16c. 「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、または発行銀行が、オナーすること(to honour)または買い取ることを拒絶すると決定した場合には、その銀行は、呈示人に対しその旨の一度限りの

図表 7 L/C 取引における支払確約追認プロセスと貿易コミュニケーション



注) 呈示人への支払拒絶通告 (①¹②¹③④) には以下のいずれかを記載しなければならない (UCP600, Art. 16c. iii)。

- A 更なる指図があるまで書類を所持している旨
- B 発行銀行の場合は、輸入者からの権利放棄を受領して自行がこれを許容するまで、あるいはこれを許容するよりも前に呈示人から更なる指図があるまで書類を所持している旨
- C 書類を返却している旨
- D 先に呈示人から受領した指図に従って行為している旨

出所) 筆者作成。

通告 (single notice) をしなければならない」。

(④)。これにより支払確約は無効となる³⁴⁾。支払確約者たる銀行が支払拒絶の権利について意思決定・表明する本ステップを「銀行の意思決定・表示」とする。

ステップ3——発行銀行が支払拒絶について意思決定・表明すると、自身が所持している船積書類を処分する。支払拒絶の権利を放棄する場合には輸入者へ船積書類を引渡し(③¹⁾)、権利行使の場合には船積書類を自身で保管、あるいは指定銀行へ返却するか、場合によっては再呈示させる³⁵⁾等、書類の処分方法は状況によって異なる。支払確約の基礎との照合のために用いられた材料がその時の状況に応じて処分される本ステップを「照合材料処分」とする。

(2) 16条 a 項ルートを経るプロセス

ステップ1(銀行の意思決定・表示)——書類点検によってディスクレが発覚すると、発行銀行は自らの判断で自身が有するディスクレによる支払拒絶の権利を行使するか否かを決定する³⁶⁾。ディスクレが存在する場合、発行銀行はこれを独断で許容して支払実行に至ることはないため、この時に下される意思決定は基本的に支払拒絶となる。当該権利を行使する場合に

34) UCP600, Art. 16f. 「発行銀行または確認銀行が本条の定め(ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告)に従って行為しない場合は、その銀行は、書類が充足した呈示となっていない旨を主張することができなくなるものとする」。すなわちディスクレが存在する場合の支払確約については、発行銀行が定められた形式にて拒絶通告を行った場合にのみその効力が消失する、いわば「解除条件」である。この点、「停止条件」となるTSU/BPO取引と対照的である(後掲注39)を参照のこと。

35) 書類の再呈示についてはUCP上は想定されていないが、これを認めるか否かの取扱いは銀行によって異なるようである(和島雄三ほか『銀行実務総合講座第5巻 外国為替』306-307ページ(社団法人金融財政事情研究会, 1981))。

36) 前掲注32)を参照のこと。

は、書類の呈示人たる指定銀行に支払拒絶を通告し(①¹)、指定銀行を通じて輸出者にもその旨が通知される³⁷⁾(②¹)。これにより支払確約は無効となる³⁸⁾。

ステップ2(照合材料処分)——発行銀行が支払拒絶の意思を決定・表明すると、自身が所持している船積書類を状況に応じて処分する。支払拒絶であるため、基本的には輸入者へ船積書類は引渡されず、船積書類を自身で保管するか指定銀行へ返却する等の処分方法となる。

以上がL/C取引における支払確約追認プロセスであるが、実際の取引では16条a項ルートのみを経るプロセスが辿られることはあまりなく、16条b項ルートのみを経るプロセスが辿られるか、両ルートを経るプロセスが同時並行的に辿られることが多い。

2 データミスマッチ承諾をめぐる貿易コミュニケーション

つづいてTSU/BPO取引における支払確約追認プロセスを各ステップに分割する。これにより支払確約(BPO)追認をめぐる関係当事者間で如何なる貿易コミュニケーションが交わされるのかを概観する(図表8参照)。

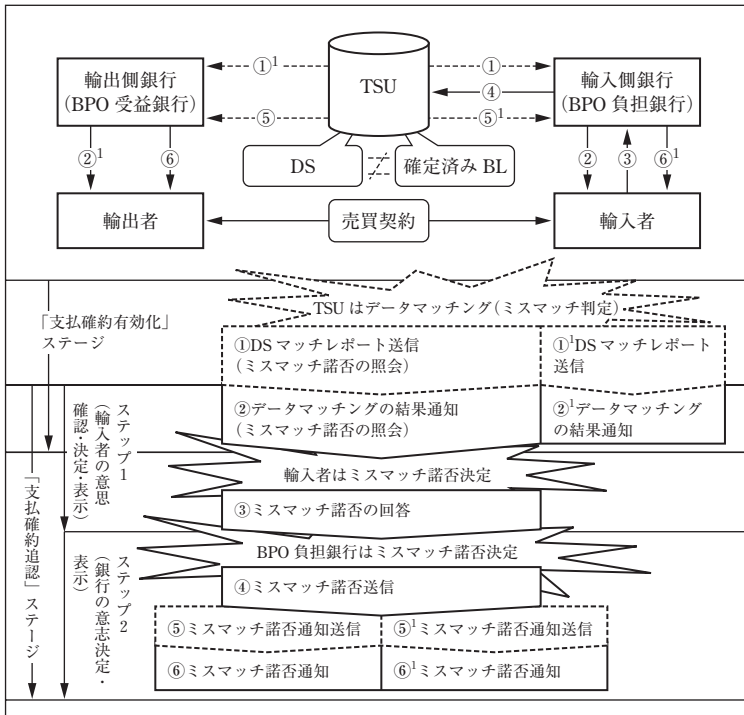
TSUはデータマッチングによってデータミスマッチ判定を下すと、双方の銀行へその旨を表示したDSマッチレポートを直ちに送信(①①¹)、双方の銀行を通じてその照合結果が輸出入者へも通知される(②②¹「支払確約有効化」ステージにおける「照合結果託送・送達」ステップ)。なおBPO負担銀行はDSマッチレポートを受信(①)した際に当該データミスマッチを追認するか否か、すなわちデータミスマッチ諾否を回答するよう求められる。

ステップ1(輸入者の意思確認・決定・表示)——BPO負担銀行はTSU

37) 前掲注33)を参照のこと。

38) 前掲注34)を参照のこと。

図表8 TSU/BPO取引における支払確約追認プロセスと
貿易コミュニケーション



注) 点線箇所は自動的かつ瞬間的に進められるステップとなる。
出所) 筆者作成。

から送信されてきた DS マッチレポートに基づく照合結果を輸入者へ通知すると共に、データミスマッチにもかかわらず支払う意思があるか否かを問い合わせる (②)。これを受け、輸入者は状況に応じて支払拒絶の権利に関する意思決定、その旨を BPO 負担銀行に回答する (③)。

ステップ2 (銀行の意思決定・表示) —— BPO 負担銀行は支払拒絶に関する輸入者の意思を確認し、回答を受けると、それにとらわれることなく、自らの判断で自身が有するデータミスマッチによる支払拒絶の権利を

行使するか否かを決定、行使する場合にはミスマッチ拒絶を、放棄する場合にはミスマッチ承諾を TSU へ送信する (④)。当該銀行の諾否はミスマッチ承諾／拒絶通知として TSU から双方の銀行へ直ちに送信 (⑤⑤¹)、承諾通知の場合はこれにより支払確約が有効となる³⁹⁾。つづいて当該通知は双方の銀行を経由して輸出入者へも通知される (⑥⑥¹)。

3 L/C 取引と TSU/BPO 取引における支払確約追認プロセスの比較

それでは L/C 取引と TSU/BPO 取引における支払確約追認プロセスを比較し、貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性を浮き彫りにする。

TSU/BPO 取引では L/C 取引で経ることになる「照合材料処分」が不要となる。これは、L/C 取引では船積貨物の権利が化体された船荷証券を含む船積書類が照合材料として発行銀行に呈示されるのに対し、TSU/BPO 取引では船積書類は照合材料としては使用されず、適当な時期に輸出者から輸入者に直送されることが予定されているためである。この点を除くと、TSU/BPO 取引における本プロセスは L/C 取引の16条 b 項ルートを経由するプロセスと共通している。ただし注意を要するのは、実際の L/C 取引では16条 b 項ルートと16条 a 項ルートを経由するプロセスが同

39) URBPO750, Art.10c. 「(前略) データ照合の結果、下記のいずれかに該当する場合は、BPO 負担銀行は、(中略) 特定の金額を BPO 受益銀行に支払うか、後日払いの支払債務を負担して期日に支払わなければならない。i) (中略) ii) データ・ミスマッチとなり、かつ買主側銀行が唯一の BPO 負担銀行である場合、TMA が BPO 受益銀行に『ミスマッチ承諾通知』を送信することによって、買主側銀行からの『ミスマッチ承諾』を受信したことを知らせるとき、(後略)」。すなわちデータミスマッチが存在する場合の支払確約については、BPO 負担銀行がミスマッチ承諾を TSU へ送信した場合にのみその効力が生じる、いわば「停止条件」である。この点、「解除条件」となる L/C 取引と対照的である (前掲注34) を参照のこと)。

図表9 L/C取引とTSU/BPO取引における支払確約追認プロセス

ステージ	ステップ	L/C取引		TSU/BPO取引
		16条 a 項ルート	16条 b 項ルート	
支払確約追認	1	銀行の意志決定・表示	輸入者の意思確認・決定・表示	輸入者の意思確認・決定・表示
	2	照合材料処分	銀行の意志決定・表示	銀行の意志決定・表示
	3		照合材料処分	

出所) 筆者作成。

時並行的に辿られることが多い⁴⁰⁾という点である。このような違いはTSU/BPO取引に如何なる優位性をもたらすのであろうか。

L/C取引において発行銀行が船積書類を点検し、ディスクレを発見した場合、発行銀行はあくまで自身のみで判断で支払拒絶の権利を行使するか否かを決定できる⁴¹⁾。しかしたとえディスクレが発覚したとしても、輸入者がディスクレによる支払拒絶の権利を放棄するのであれば、基本的に発行銀行としては支払拒絶する理由はない⁴²⁾。したがって発行銀行が支払拒絶の権利行使に関する意思決定を自ら下す前に、まずは輸入者に対して支払拒絶の権利放棄を照会してその意思を確認する⁴³⁾ことになる16条 b

40) 浦野直義監修『輸出入と信用状取引—新しいUCP & ISBPの実務』241ページ(経済法令研究会, 2012)。

41) 前掲注32)を参照のこと。

42) ただし輸入者がディスクレによる支払拒絶の権利を放棄したとしても、その後の輸入者の信用状態悪化等に伴い、発行銀行が自らの判断で支払いを拒絶することがある(後藤・吉野, 前掲注18), 126ページ)。

43) 発行銀行が支払拒絶に関する意思決定を下す以前に輸入者によってなされる権利放棄のことをBryneは'prenotice waiver'と呼んでおり、'post refusal waiver(後掲注50)を参照のこと)'と区別している(James E. Bryne, *International Letter of Credit Law and Practice* ¶38:17, 39:11 (2009-2010 Edition, 2009), West)。

項ルートを經由するプロセスはディスクレ発覚後の対応方法としては極めて合理的なプロセスといえる。しかし現実的には本プロセスは16条 a 項ルートも經由して同時並行的に辿られることが多い。なぜなら発行銀行にはディスクレに伴う自らの支払拒絶の権利を確実に取り付けておきたいという思惑があるからである。UCP は銀行の書類点検期間を定める⁴⁴⁾ ことにより、輸入者に送り届けられる船積書類の迅速な取扱いを各銀行に求めている。ディスクレが発覚した場合、発行銀行はこの期間内に支払拒絶通告を行う必要がある⁴⁵⁾ が、発行銀行としてはこの期間内に輸入者から必ず権利放棄の回答を受けるという保証はないため、このような措置がとられるのである⁴⁶⁾。しかし両ルートを經由するプロセスが同時並行的に辿られる場合、以下のようないわゆる「ダブルブッキング現象」を引起こす可能性を秘める。すなわち指定銀行を通して拒絶通告を受けた輸出者が他の輸入者と売買契約を締結し、ディスクレのある船積書類の返却を受けてこれを当該他の輸入者に売却するという思惑がある状況において、仮に発行銀行が後に輸入者からディスクレに関する権利放棄の回答を受けたことで書類を既に引渡してしまっていたとすると、輸出者はもはや書類返却を受けることは叶わない。ICC 銀行委員会は、呈示人への支払拒絶通告後に呈示

44) UCP600, Art. 14b. 「指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、および発行銀行は、呈示が充足しているか否かを決定するために、それぞれ、呈示日の翌日から起算して最長 5 銀行営業日 (maximum of five banking days following the day of presentation) が与えられるものとする。(後略)」。

45) UCP600, Art. 14d. 「第16条 c 項 (前掲注33) を参照のこと) において要求された通告は、テレコミュニケーション (telecommunication) により、または、それが可能でない場合は、他の迅速な手段によって、呈示日の翌日から起算して第 5 銀行営業日の終了よりも遅れることなく (no later than the close of the fifth banking day following the day of presentation) 行われなければならない」。

46) 浦野、前掲注40)。

人から許可を得ることなく発行依頼人へ書類を引渡した場合、発行銀行は呈示人に対する責任を免れることはできないとの見解を示している⁴⁷⁾も、実際に欧米ではこのような事案が発生し、係争事件にまで至っているとのことである⁴⁸⁾。このような状況の中、同委員会はディスクレのある書類と支払拒絶通告の取扱いに関する指針⁴⁹⁾を2002年に発表した。本指針の中で、第16条 a および b 項（本指針の発表時点に最新版であった UCP500 の下では第14条 b および c 項）の規定の関係性がフローチャートを用いておおよそ以下のように説明されている。すなわち「発行銀行は書類が L/C 条件を充足していないと決定した場合には2つの選択肢を持つことになる。1つは書類を拒絶し、拒絶通告を行うこと。そしてもう1つはディスクレの権利放棄について発行依頼人に照会することである。書類の拒絶を決定した場合、発行銀行は14条 d 項 i) および ii) にしたがって拒絶通告を行わなければならない。そして権利放棄を照会することを決定した場合、発行銀行は13条 b 項の要件に従わなければならない」。この説明によると、発行銀行は16条 a 項か b 項のいずれか一方のルートを経由するプロセスを辿ることになるため、前述のようなダブルブッキング現象が引き起こされることはない。しかし現実には指定銀行および輸出者へ支払拒絶通告を行ったにもかかわらず、その後に輸入者から権利放棄の回答が得られた⁵⁰⁾場合

47) Gary Collyer & Ron Katz (ed.), *ICC Banking Commission Collected Opinions 1995–2002* 106–107 (2002): ICC Publishing SA.

48) 後藤・吉野, 前掲注18), 135ページ。

49) “An ICC Banking Commission Recommendation — Discrepant Documents, Waiver and Notice —” (<https://www.iccmex.mx/uploads/banca/posturas/Examination-of-Documents-Waiver-of-Discrepancies-and-Notice-under-UCP-500.pdf>) (as of September 20, 2017).

50) 発行銀行が支払拒絶通告を行った後に輸入者によってなされる権利放棄のことを Bryne は ‘post refusal waiver’ と呼んでおり, ‘prenotice waiver (前掲注43) を参照のこと)’ と区別している (Bryne, *supra* note 43)。

には、発行銀行は許可なく書類を輸入者へ引渡すという一見すると不整合な銀行実務が広く存在する⁵¹⁾。ただ実務上、輸入者はディスクレの権利を放棄することが多く⁵²⁾、また通常は輸入者によるディスクレの権利放棄は輸出者との利害が一致することになるため、このような実務が普及しているであろう。

時は流れ、UCP600では当該銀行実務に合わせたおおよそ以下の内容を趣旨とする改正が加えられた。すなわち「たとえ発行銀行がディスクレによる支払拒絶通告を行った後でも、輸入者が権利放棄した場合には、呈示人から何ら指図を受けていない限り、発行銀行は輸入者へ書類を引渡すことができる。ただし拒絶通告にて発行銀行がそのように行為することを表意している場合に限る」⁵³⁾。これにより、発行銀行が支払拒絶通告後に輸出者の許可なく輸入者に書類を引渡すことによって生じ得る発行銀行の責任問題は解消されることになったものの、「ダブルブッキング現象」の解決までには至っていない。根本的な解決が図られるためには、発行銀行はまずディスクレの権利放棄に関する輸入者の意思確認を行い、そして次に自らの判断に基づき輸出者へ通告するという手順を踏むことによって輸入者の意向を踏まえた支払確約追認判断がなされる必要がある。この意味において、TSU/BPO 取引では「輸入者の意思確認・決定・表示 (ステップ 1)」および「銀行の意思決定・表示 (ステップ 2)」の両ステップが流れ作業的に踏まれることになるため、輸入者の意向を踏まえた支払確約追認判断が可能となる⁵⁴⁾。

51) 後藤・吉野, 前掲注18), 133ページ。

52) 浦野, 前掲注40), 217ページ。

53) 正確な内容については図表7の注を参照のこと。

54) L/C 取引で「輸入者の意思確認・決定・表示」ステップと「銀行の意思決定・表示」ステップが同時並行的に踏まれる主たる理由としては、本文でも述べた通り、書類点検のための「5 銀行営業日以内」という時間的制約が

ところでL/C取引では「銀行の意思決定・表示」の後に「照合材料処分」が伴うが、具体的処分内容としては①輸入者への書類引渡し、②輸出者への書類返却、③発行銀行で保管等があげられる。実際に如何なる処分となるかは、ディスクレ発覚時に書類を所持している発行銀行がこれを受けて如何なる意思決定を下し、処分を望むかによる。このようにL/C取引では「銀行の意思決定・表示」と「照合材料処分」が密接にリンクし、書類は発行銀行の処分に委ねられる。これは、L/C取引では船積貨物の権利が化体された船荷証券を含む船積書類が照合材料として発行銀行に呈示され、照合結果に応じてこれが適当な方法で発行銀行によって処分される必要があるためである。ただし注意すべきは、既に述べたように、輸入者の意向を踏まえることなく支払確約追認判断がなされることがあるため、輸出者からすると不整合な書類処分（照合材料処分）がなされることがある点である。一方、TSU/BPO取引では「銀行の意思決定・表示」の後に「照合材料処分」は伴わない。なぜなら照合材料としてTSUに送信されるDSはそれ以外の用途で使用されることはなく、輸出者が所持している船積書類は適当なタイミングで輸入者へ直送されることが予定されている⁵⁵⁾からである。したがってTSU/BPO取引では、たとえデー

存在していることがあげられる。しかしTSU/BPO取引ではDSが出揃えば瞬時に確定済みBLとの照合作業が完了するため、このような時間的制約は事実上不要となる。このため「輸入者の意思確認・決定・表示」ステップと「銀行の意思決定・表示」ステップが同時並行的に踏まれる必要性はそもそも生じないであろう。なおURBPOは「参加銀行が、TMAによって送信されたメッセージに基づき行動するよう求められる場合、当該銀行は遅滞なくそのようにしなければならない（Art. 9b）」との迅速措置義務を当事者に課しているにすぎない。

55) これによりBPO負担銀行が船積書類を担保として所持することができなくなるが、この点がL/C取引と比較した場合のTSU/BPO取引の劣位性である。ただし実際の取引では、BPO負担銀行はL/C取引の実績を有する優

タマッチングの判定結果が如何なるものであっても、あるいはデータマッチングの判定結果を受けて BPO 負担銀行が如何なる意思決定を下そうとも、具体的に書類が如何に処分されるかについては BPO 負担銀行の知るところではない。輸出者が書類を所持しているかぎりは輸出者の、書類が輸出者の手を離れて輸入者に渡れば輸入者の自由処分に委ねられる。このため、書類が輸出者の手から離れるタイミング次第で TSU/BPO 取引は優にも劣にもなる。仮に「銀行の意思決定・表示 (ステップ2)」にて輸出者がデータ mismatch 判定に伴う mismatch 拒絶通知を受け、かつ本状況下で既に書類が輸出者の手から離れている場合、まず輸出者は BPO 受益銀行から支払いを受けることはできない。この場合、輸出者は書類を直に入手することになる、あるいは既に入手している輸入者と直接折衝しつつその後の対応方法を決定することになるが、その間に書類を入手した輸入者が貨物も入手し、その後、代金を支払うことなく破綻するに至った場合には輸出者は深刻な損害を被ることになる⁵⁶⁾。しかしながら同状況下で未だ書類が輸出者の手元に残されている場合には、輸出者は BPO 受益銀行から支払いを受けることができない点は同様であるものの、手元に書類が残されているため、貨物を持ち去られることはない。この場合、輸出者が原輸入者との取引の続行を望むのであれば直接折衝してその後の対応方法を決定することも可能であり、また場合によっては原輸入者との折衝は行

良顧客に限って BPO を発行することでリスク軽減を図っている。

- 56) ただし「銀行の意志決定・表示 (ステップ2)」にて輸出者がデータ mismatch 判定に伴う mismatch 拒絶通知を受領し、この時点で既に船積書類が輸出者の手から離れている場合であっても、essDOCS 社が提供する“Cargo Docs BPO+”と呼ばれる船積書類電子化サービスを利用すれば、このようなリスクは回避できる。詳細については、檜垣拓也「TSU/BPO 取引の動向について—新しい利用形態と推進インフラ追加の面から—」『国際金融』1284号54ページ以下(2016)を参照のこと。

わず、直ちに新たな輸入者との取引に移ることも可能となる。いずれの場合も輸出者は自身の自由意思に基づいて書類を適切に処分することが可能となる。このようにTSU/BPO取引では、書類が輸出者の手元にある限り、輸出者が置かれているその時の状況に応じた柔軟な書類処分が可能となる点でL/C取引よりも優位な取引といえる。

おわりに

本稿ではTSU/BPO取引とL/C取引を「支払確約の基礎樹立」, 「支払確約の基礎変更」, 「支払確約有効化」および「支払確約追認」の4ステージに分割、後半2ステージを対象として両取引における貿易コミュニケーション方法を概観し、そのプロセスの比較を通してTSU/BPO取引の優位性を見出した。この結果、まずデータマッチングプロセス（「支払確約有効化」ステージ）では、L/C取引とは異なり、支払確約の基礎（確定済みBL）と照合材料（DS）による照合結果のみに基づいて支払確約有効化が判断される。これにより当該照合結果をめぐる当事者間の対立は生じ得ず、“Pay first, argue later”の理念に基づく確実な取引の遂行が可能となる点でL/C取引よりも優位である。そしてデータミスマッチ諾否プロセス（「支払確約追認」ステージ）では、L/C取引とは異なり、輸入者の意向を踏まえた支払確約追認判断がなされる。これにより、書類が輸出者の手元にあるかぎり、輸出者が置かれるその後の状況に応じた柔軟な書類処分が可能となる点でL/C取引よりも優位な取引といえる。

以上の点、および前半2ステージを検討の対象とした既発表論文にて得られた結論⁵⁷⁾から導き出されるキーワードは、TSU/BPO取引における

57) まずBLの確定プロセス（「支払確約の基礎樹立」ステージ）では、L/C取引に比して、売買契約成立後のより早期の局面で支払確約の基礎（確定済みBL）が樹立される。これにより、輸出者は支払確約の基礎が樹立した安

「安定性」である。L/C 取引では各当事者は L/C や船積書類の原本を取扱うが、その各種決済処理は人力によって担われるが故に解釈が入り込む余地が生まれると共に、一定の時間と労力を費やすことを余儀なくされる。また人力によって各種決済処理に費やされる一定の時間や労力を節減するために、一定の決済処理が省略されたり同時並行でなされることがある。このような諸事情が影響し、L/C 取引では各所に取引上の「隙」が生じることになる。実際の取引ではそのような隙に関係当事者が落ちることは稀であると思われるが、隙は隙である。一方、TSU/BPO 取引では各当事者は各種の貿易データ・情報を取扱うが、その各種決済処理は TSU によって担われるが故に解釈が入り込む余地は生じず、また L/C 取引で費やされる多くの時間や労力も節減される。これにより、本来は省略されるべきではない決済処理が確実になされ、また本来は同時並行でなされるべきではない決済処理が手順を踏んでなされる。このような諸事情が影響し、TSU/BPO 取引では L/C 取引で存在する多くの取引上の隙が埋められているように思われる。すなわち TSU/BPO 取引は、隙の少ない安定的取引環境下で関係当事者が取引を進めていくことが可能となる取引といえる。しかしその一方において、感覚的にはあるが、TSU/BPO 取引では L/C 取引では存在しない新たな取引上の隙が存在するように感じられる。果たしてそのような隙が存在するのか、存在するならばそれは具体的にどのよう

定的取引状況下で売買契約の履行に取りかかることができる可能性が広がる点で TSU/BPO 取引よりも優位である。そして確定済み BL の条件変更プロセス（「支払確約の基礎変更」ステージ）では、L/C 取引とは異なり、売買当事者間で支払確約の基礎変更（確定済み BL の条件変更）が合意された場合にはその変更内容が確実に支払確約の基礎（確定済み BL）に反映される。これにより、支払確約の基礎変更要求に対する承諾通知の有無のみを基に関係当事者は当該変更の成否を認識でき、売買当事者は状況に応じた必要な措置を適宜講じることが可能となる点で TSU/BPO 取引は L/C 取引よりも優位な取引といえる（山本、前掲注2）、162ページ）。

な隙なのか、この点を明らかにすることが今後の課題である。

参考文献

- 浦野直義監修（2012）『輸出入と信用状取引—新しいUCP & ISBPの実務』経済法令研究会。
- 小原三佑嘉（2003）「事例研究(13)通知銀行の信用状変更条件の通知遅延と受益者の被った実損との間には因果関係はないと判断された事例（最高裁平成15・3・27判決金融・商事判例1169号）の趣旨」『貿易実務ダイジェスト』8月号22-25ページ。
- 釜井大介「金融機関が提供する新たな貿易決済・貿易金融」(https://www.boj.or.jp/announcements/release_2013/rel131122c.htm/) (2017年2月27日アクセス)。
- 来住哲二（1987）「貿易取引をめぐるトラブルの事例研究(27)」『JCAジャーナル』10月号28-29ページ。
- 絹巻康史監修・編著（2007）『国際商取引事典』中央経済社。
- 経済法令研究会編（1996）『外為事故トラブル対策 [改訂版]』経済法令研究会。
- 小塚荘一郎（2001）「荷為替信用状取引の電子化」『上智法學論集』第44巻第4号43-69ページ。
- 後藤守孝・吉野弘人（2008）『信用状統一規則の実務Q&A』中央経済社。
- 小峯登（1977）『1974年信用状統一規則—逐条解説とその問題点—（上）』財団法人外国為替研究会年。
- 佐藤武男（2016）「貿易決済の電子化（TSU・BPO）による貿易ビジネスの革新」『貿易と関税』2月号48-64ページ。
- 長久保隆英（1993）「信用状統一規則の適用範囲と信用状の法的効果」『手形研究』12増刊号（No. 486）10-17ページ。
- 中島真志（2015）『SWIFTのすべて』東洋経済新報社。
- 中村中・佐藤武男（2013）『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』中央経済社。
- 則定隆男ほか編（2010）『国際ビジネスコミュニケーション—国際ビジネス分析の新しい視点—』丸善株式会社。
- 檜垣拓也（2014）「TSU/BPO取引の概要と『銀行支払確約に関する統一規則』～ICC公式テキスト（Uniform Rules for Bank Payment Obligation）」『国際商事法務』第42巻（No. 1）49-60ページ。
- 檜垣拓也（2016）「TSU/BPO取引の動向について—新しい利用形態と推進インフラ追加の面から—」『国際金融』1284号54-60ページ。
- 平野英則（2009）「後日払信用状における詐欺のリスク配分」『国際商取引学会年報』第11号175-184ページ。

- 藤田和孝 (2013) 「荷為替信用状取引の下での中継銀行のリスク回避とリスク負担—留保付き支払いと PP ネゴ方式の取立—」『日本貿易学会誌』第50号40-50ページ。
- 星野由美子 「イトーヨーカ堂における貿易決済・貿易金融」〈https://www.boj.or.jp/announcements/release_2013/rel131122c.htm/〉(2017年2月27日アクセス)。
- 山本慎悟 (2017) 「貿易コミュニケーションの側面からみた TSU/BPO 取引の優位性—ベースラインの確定と確定済みベースラインの条件変更プロセスを中心に—」『企業研究』第31号141-163ページ。
- 和島雄三ほか (1981) 『銀行実務総合講座第5巻 外国為替』社団法人金融財政事情研究会。
- Bryne, James E. (2009) *International Letter of Credit Law and Practice* (2009-2010 Edition), West.
- Collyer, Gary & Katz, Ron (ed.) (2002), *ICC Banking Commission Collected Opinions 1995-2002*, ICC Publishing SA.
- Dalhuisen, Jan (2016) *Dalhuisen on Transnational Comparative, Commercial, Financial and Trade Law Volume 3* (6th ed.), Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing.
- Guest, A.G. (ed.) (2002) *Benjamin's Sale of Goods* (6th ed.), London, Sweet & Maxwell.
- Murray, Carole et al. (2007) *Schmitthoff's Export Trade* (11th ed.), London, Sweet & Maxwell.
- Rosenblith, Robert M. (1987) "Modifying Letters of Credit: The Rules and the Reality", *Uniform Commercial Code Law Journal*, Vol. 19, 245-254.
- "ICC Banking Commission Recommendation — Discrepant Documents, Waiver and Notice —" 〈<https://www.iccmex.mx/uploads/banca/posturas/Examination-of-Documents-Waiver-of-Discrepancies-and-Notice-under-UCP-500.pdf>〉 (as of September 20, 2017).